

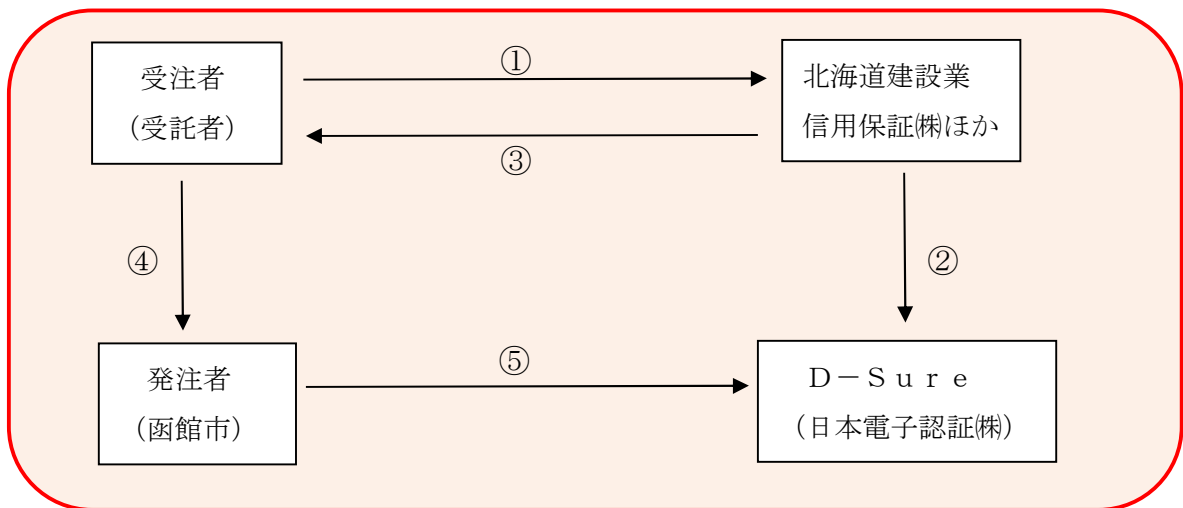
## 前払金保証証書の電子化について

令和8年4月1日以降に入札の公告等を行う建設工事等における前払金保証（中間前払金保証を含む）について、電子保証証書を活用した前払金請求を可能としました。

※従来どおりの、紙による保証証書の提出も可能です。

### [電子保証証書を利用した手続の流れ]

※具体的な提出方法等は、当該工事の担当部署にお問い合わせください。



①受注者（受託者）は、北海道建設業信用保証(株)などの保証会社へ前払金保証申し込みを行い、両者間で前払金保証契約を締結します。

②保証会社は、当該保証内容をD-Sure（日本電子認証(株)が管理するプラットフォーム）に送信します。

③保証会社は、受注者（受託者）に保証内容と認証キーのお知らせをします。  
（「電子証書にかかる「認証キー」のお知らせ」交付）

④受注者（受託者）は、発注者（函館市）に「電子証書にかかる「認証キー」のお知らせ」または「保証契約番号等報告様式」を提供します。

（提供先は当該工事の担当部署になります。提出方法等は当該工事の担当部署にお問い合わせください。）

⑤発注者（函館市）は、D-Sureにアクセスし、電子証書を閲覧します。